

6. きれいな千葉の空を取り戻すために

～ディーゼル自動車対策～

県内の自動車保有台数は15年度末に約335万台と増加傾向にあり、そのうちディーゼル自動車は34万台と全体の約10%を占めています。

自動車の増加に伴い自動車排出ガスによる大気汚染が問題となっていますが、特にディーゼル自動車から排出される粒子状物質は、発がん性や気管支ぜん息など人の健康への影響が懸念されています。

そこで、県では、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の低減を図るため、排出基準を満たさないディーゼル自動車の運行規制を柱とした「ディーゼル条例」を制定し、運行規制については15年10月から首都圏の1都2県と同時に施行しました。

条例の施行にあたっては、県民や事業者の皆さんのご協力をいただくとともに、県としても粒子状物質減少装置の装着助成などの支援策を実施してきたところです。

条例の遵守状況の監視については、事業所への立入検査や路上検査を行っていますが、15年度は約98%が条例に適合していました。大気環境については、道路沿道における浮遊粒子状物質の環境基準達成率は、14年度の26.9%に比べ15年度は74.1%に向上しています。また、浮遊粒子状物質や二酸化窒素の年平均値は近年横ばいまたは減少傾向を示しています。

今後とも、環境への負荷の少ない自動車使用の指導や低公害車の導入義務付け等の施策などとともに、きれいな千葉の空を取り戻す取組を推進していきます。



粒子状物質減少装置の装着

首都圏の八都県市では、共同で粒子状物質減少装置の指定を行っています。指定装置を装着した車両にはステッカーが貼られています。



路上検査の実施

ディーゼル条例の遵守状況を確認するために、関係機関と協力して路上検査を実施しています。

ビデオカメラを使った監視調査

ディーゼル条例の遵守状況を確認するために、事業所への立入検査や路上検査に加えて、ビデオカメラを使って監視調査を行っています。

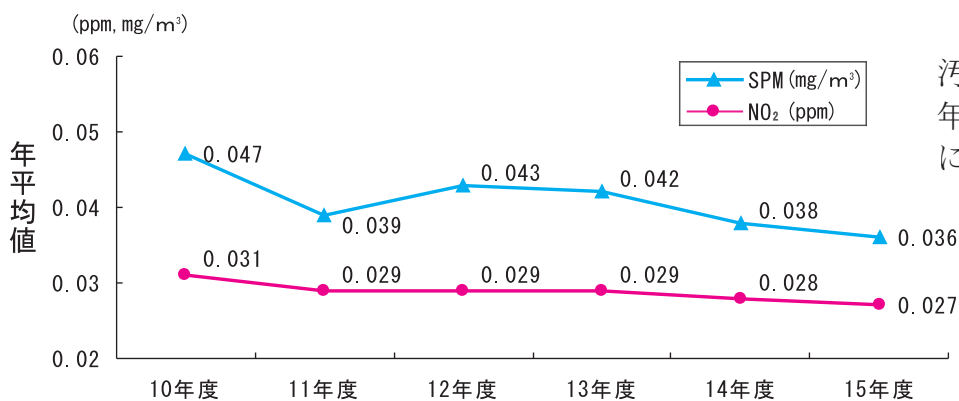


道路沿道における大気汚染物質の環境基準達成状況（％）

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
浮遊粒子状物質	4.5	13.0	79.2	40.0	26.9	74.1
二酸化窒素	38.5	81.5	89.3	82.1	89.7	93.1
一酸化炭素	100	100	100	100	100	100

道路沿道における浮遊粒子状物質の環境基準達成率は14年度の26.9%に比べ15年度は74.1%に向上しています。

道路沿道における二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）の年平均値の年度別推移



道路沿道における大気汚染物質の年平均値は近年横ばいまたは減少傾向にあります。

低公害車の利用

県では天然ガス自動車などの低公害車を導入し、業務に活用するとともに、普及に努めています。

